

令和3年 第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木)

午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員(42人)

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平

9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝

13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫 16番 綱島孝晴

17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 24番 市本裕司

25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利 29番 渡邊次男

30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修 33番 三村訓弘

34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽 37番 池田和道

38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子

42番 井上 達 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員(4人)

農業委員 15番 中島寛司

推進委員 23番 沼本通明 28番 太安隆文 43番 入澤靖昭

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第36号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議
について

日程第6 議案第37号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に
ついて

日程第7 報告第11号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第8 報告第12号 農地改良に係る届出について

日程第9 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕

加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼します。皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから令和3年6月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

今年はかなり梅雨入りが早かったんですけど、梅雨の中休みといいますか、いい天気が続いております。仕事のほうもはかどるんじゃないかというふうに思います。これからが梅雨本番となりますので、くれぐれも気をつけてこれから作業に当たっていただきたいというふうに思います。

5月ぐらいから報道機関等で政府と自民党の農地の政策といいますか、そういう記事がかなり出ていたというふうに思います。令和5年までですか、農地を8割程度は担い手に委託といいますか、渡すような計画を立てていたということなんでありますがなかなか難しいと、いろいろそういうできる地域もあるかもしれませんが、なかなか中山間等は非常に難しいんじゃないかと思っております。

そういうこともあるんでしょう。政府等も農地政策を見直していろいろと新しい計画を立てるということであります。今は中間管理機構と我々とで一応2本立てぐらいでやっておりますけど、今後は中間管理機構1本に、そこに集中して持つていくような体制になるのではなかろうかというようなことも言われております。今後どうなるか分かりませんが、非常に大変な時期になるかというふうに思います。

また、行政のほうも非常に大変な時期ではありますけど、我々も農地を移動する、農地を渡すときでありまして、いろいろ考えたんです。今のところ皆さんとで頑張っておるわけでございますけど、農地制度が大変な時期だろうというふうに思います。中間管理機構一本やりというような体制になっておりますけど、京都とか兵庫とかではもう一本化してやっているというようなところもあるかというふうに思います。また、南部のほうでは、農地を動かすことは非常に背信を持たれているといえますか、非常に奪い合いになっているようなところもございます。そういう中で、今後どういうふうにこの中山間地を運営していくかということが大事だろうというふうに思います。

そういうことで、いろいろと大変だろうというふうに思いますけど、皆さんのご協力、また今後の活動をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、6月総会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございました。

本日の欠席委員は、15番委員よりその旨通告がありました。

したがって、ただいまの出席委員は19名中18名で、定足数に達しております。

すので、6月総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、5番委員、6番委員を指名いたします。

日程2、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は8件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、農業廃止により、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆1,592㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1につきまして、去る6月4日に譲渡人立会の下、現地調査を行いました。権利移動をする理由の詳細についてですけれども、譲渡人は長年にわたり申請地で大豆を栽培してこられましたけれども、高齢な上に病弱で、自ら耕作することが困難となっていました。昨年暮れ、奥さんも体が不自由となり、労力不足となり、農業の継続が難しくなったという状態でございます。所有者の後継者も、将来帰る予定もなく、こちらにも住んでいなくて、このたび売買の話がまとまって、譲受人が申請地を取得するものとなったものです。続いて、譲受人の耕作状況等についてですけれども、譲受人は兼業農家ですけれども、今回本人が退職を機に農業に十分対応できるようになったということでもあります。譲受人に話を聞いたところ、現在所有

している農地については、基幹作業は営農組合で作業しております。また、申請農地の取得後も、必要な農作業に従事すると思われま。譲受人の個人的な機械は所有しておりますけれども、営農組合でも作業をしておりますので、農業の作業には十分対応できるということでもあります。

以上のとおりで、耕作状況及び従事日数等については問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。その他指摘事項については何もございませので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆696㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議 長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

6月1日ですけど、両方立会いの下に、現地調査を行いました。移転の詳細のほうですけど、まず譲渡人のほうですけど、会社を営んでおりまして、親から譲られた約3反ぐらいの土地を今所有してありますが、機械も古くなり、今後会社のほうの事業を優先したいということもありまして、隣に住む譲受人のほうは、逆に定年されて、これからどんどんやりたいというんで土地を探しておりまして、ちょうど話がまとまりました。譲受人の耕作状況のほうなんですけど、年齢が今69歳で、会社を定年して、ご夫婦で一生懸命農業のほうに従事しております。それで3,000坪、約1町ぐらいな所有で、トラクター33馬力、田植機が4条で、もみすり機まで所有して、全て農業のほうを1年間頑張っておられます。申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。あと、特に指摘するようなことはございませので、よろしくご審議のほうお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆879㎡、畑1筆61㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 30番推進委員です。

番号3の案件について説明をさせていただきます。

5月28日に譲受人の立会いの下で現場の確認並びに状況を聞かせていただきました。譲渡人は、生活基盤を倉敷のほうに築き、そのことによって■■■■の家、土地を手放したいとの意向で買手を探しておりました。そんな中、土地については、知人を通じ譲受人との売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものであります。譲受人の耕作状況なんですけども、譲受人は兼業農家で、将来は妻と2人で農業を行う計画です。所有する農機具は、24馬力のトラクター、3条刈りのコンバイン、田植機、管理機等を所有し、申請地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他特に指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆233㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

今回の案件は、5条の3番、4番と関連がございまして、譲渡人が同一人物でございます。譲受人は、譲渡人の実家を購入し、食堂どころを計画する祖父になります。譲渡人は、両親が亡くなった後、長年にわたり実家や農地を管理してきましたが、ほかの人に譲りたいと思って探したときに、古民家で食事どころを考えていた譲受人の孫娘と話がまとまったので、孫娘のために近所で食材を作るために譲渡人と話をし、今回農地を取得するものでございます。

譲受人は、トラクター、管理機など、農作業に必要な農機具は所有しており、今回は孫娘のための食事どころの食材を生産するという目的がはっきりしておりますので、今後耕作をされるものと思います。問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、勝山の譲渡人が、相手方の要望により、同じく勝山の譲受人に、申請農地、田1筆2,062㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、36番推進委員さんから説明をお願いします。

36番推進委員 36番です。

議長 はい、36番推進委員。

36番推進委員 5番の件につきまして、5月30日に16番委員と現地調査をいたしました。その結果を報告いたします。

譲渡人、そして譲受人、二方とも現地のほうに集合していただきまして現地確認を行いました。どちらも[REDACTED]に住んでおります。今回の申請地につきましては、譲受人の自宅の前、ちょうど目の前30mのところであり、以前から自分が所有したいというように思っておりました。そして、譲渡人のほうに今回相談したところ、譲渡人も84歳なんですけど、現在1人で農業をしております。そういう中で、現在地区で一生懸命若い者が頑張っておるんで、その要望に応えたらということで今回譲り渡すことを決定いたしました。譲受人は、現在4人で生活しておりますが、本人は農林業で生活しております。農業は、現在約2ヘクタールを耕作しております。農機具も、トラクター、コンバイン、田植機、そして乾燥機を2台所有しており、今後も増反をしながら耕作をしていきたいという考え方を持っておりますので、問題はないと思われまして。その他指摘事項もありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望により、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆116㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

番号6につきまして、去る6月3日に双方立会いの下、現地確認を行いました。事由の詳細でございますが、同じ自治会のご近所同士でございます。当初はこの農地に隣接する倉庫を長年譲受人が借りていたようです。その倉庫を譲ってほしいということで話を持っていったところ、この畑とセットで権利移転の話がまとまったようです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は、トラクター等の機械一式を所有しており、水稻、キャベツを主作物としてこの春より専業農家として歩み始めました。また、両親は長年直売所に四季折々の野菜を出荷しており、この農地も直売所用の野菜を栽培すると話されておりました。その他指摘事項はありませんので、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、田1筆519㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 はい。

議 長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 44番推進委員です。

番号7番について説明します。

去る5月28日に申請者と現地確認しました。譲渡人とは電話で確認をしました。権利移転の事由ですが、初めに申請地は農業用振興地域に入っている農地となり、堆肥舎が建てられていますが、農業用施設なので、農地のままの扱いになっているところです。譲受人と譲渡人は同じ地区で、譲渡人は畜産農家をやめ、現在会社勤めをしていて、以前から申請地を譲受人に貸していましたが、このほど贈与として話がまとまって申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、現在トマト農家で、64アール耕作しており、トラクター、管理機などを所有しております。所有権移転後も申請地では堆肥を作ることに使うということでした。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆64㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 はい。

議 長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 44番です。

8番についてです。

去る5月28日に譲受人、譲渡人と一緒に現地確認をしました。権利移転の事由ですが、譲受人と譲渡人は隣人で、国土調査のときに土地が入れ替わっていることが今回分かって、名義を元に戻すための申請となります。譲受人の耕作状況ですが、夫婦2人で専業農家で農機具等も所有されておまして、現在申請地ではブルーベリーが植えてあって、今後も管理されると思われま。その他指摘事項もありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局、地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第33号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、
原案のとおり可決されました。
続きまして、日程3、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議
についてを議題といたします。
番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請の審議について、本日審議して
いただく案件は1件でございます。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

本件は、5条の1番と関連がございます。

申請人（落合）は、隣接する農地を住宅建て売り分譲地として造成することに伴
い、既存の市道の幅員では建築基準法上の道路として認められないことから、市道
の幅員の確保のため、申請地、田2筆165㎡を、道路用地として転用申請するも
のです。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅そ
の他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施
設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われれます。転用に伴う費用
は、住宅建て売り分譲地の造成と同時に業者が行うため、■■■■円。なお、本件は、市道
拡幅工事を行った後、道路用地を市へ寄附する内容の確約書が提出されておしま
す。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画が添付
されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろし
くお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願い
いたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号1について、去る5月31日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、申請人は一人暮らしで、農機具もなく、農地を管理する人もいないため、農地の処分を考えていたところ、農地がこの後5条で出てくる譲受人の住宅売買用地を造成する話がまとまり、建築基準法で道路が狭いため、分筆して道路の拡幅をするものです。拡幅後は、市道として市に譲渡するものです。申請地の位置ですが、XXXXXXXXXXより西へ900m入ったところに位置します。周辺の状況ですが、東が田、西が市道、南が市道と水路、北が宅地。周辺農地の影響ですが、東へ田がありますが、転作でイタリアンをまいて作りようらんか作りょうらんのか分からんような田んぼなんですけど、そのため影響はございません。また、その農地とか水利組合との同意は得てます。以上のとおり、本案件の転用はやむを得ないもので問題ないと思われます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件となっております。

4ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、宅地建物取引業を営んでおり、小学校付近の住宅需要が多く、宅地化も進んでいることから、田2筆合計2,231㎡を譲渡人（落合）から譲り受け、建て売り分譲地に整備するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。建蔽率は27%。8区画で8棟の建て売り計画となっており、8区画を個別に算出した場合も22%以上となっていますので、問題ないと判断しております。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。この案件につきましては、特定建築条件付売買予定地となっており、一定要件を満たす場合には、建築条件付で土地を売買するケースであっても転用は認められることとなっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号1につきまして、去る5月31日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、先ほどの4条と一緒に、農地を管理できないため、譲受人と話がまとまり、譲受人が住宅地として造成して分譲するもので、申請を行うものです。申請地の位置も同じで、■■■■より西へ900mのところの位置します。周辺の状況ですが、東が田、西が市道、南が市道と水路、北が宅地となっております。周辺農地への影響ですが、東に田がありますが、先ほど言ったように、イタリアンで転作をしており、またその田の持ち主のイタリアンがまけなくなったら、ついでにうちも宅地にという話が出るそうです。あと、ほかの水利組合の話もできています。

以上のとおり、この案件の転用はやむを得ないものと思うので、問題ないと思われます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、使用借人（市外）は、現在市外で借家に居住していますが、今後のことを考え、生活しやすい義理の父の自宅に隣接する申請地、田1筆153㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分

す。転用に伴う費用は、番号3と番号4の案件の合計となります。土地購入
円、土地造成円。資金の内訳として、自己資金円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議 長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

譲渡人とは5月26日にお会いして話を聞きました。5月29日に譲受人と現地でお会いして話を聞きました。譲渡人と譲受人の実家が近所で、父親が昔からの知人でということがございます。譲渡人は、両親が亡くなった後、長年にわたり実家や農地を管理してきましたが、ほかの方に譲りたいと思っていたところ、古民家で食事どころを考えていた譲受人と話がまとまり、実家を購入されて、その実家の周りに空き地がないということで、お客様用の露天駐車場に3番の案件を購入するということで話がまとまったものでございます。申請地の位置ですが、
の
から集落に入ってすぐのところであり、計画している食事どころからも川を渡ってすぐのところにあります。東は隣の家畑、西は市道、南も市道、北は住宅です。周辺農地の影響ですが、東側に畑がありますが、露天駐車場ということで影響はないものと思われまして、また周辺の方に了解を得ておりますので、問題はないと思います。

次に、ドッグランでございますけども、理由は、今述べたとおりでございます。東は山林、西は住宅、南は隣の方の家族の畑、北は山林でございます。周辺農地の影響でございますけど、南側に畑がありますが、ドッグランということで、影響はないと思います。それから、周辺の方にも了解は得ておりますので、問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第36号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第36号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

6ページをお開きください。

番号1でございます。

本案件は、賃借人（市外法人）が令和3年4月9日付真農委指令第504号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由であります。当初計画では、耕作放棄地の活用法の一つとしてミドリムシの培養実証実験を行う計画としておりましたが、本計画に追加して、苔の培養実証も行う計画へ変更申請するものです。変更後の計画について、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されております。一時転用期間については変更がなく、令和6年2月29日までとなっております。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

番号1につきまして、去る5月31日に申請人立会いの下、現地調査を行いましたので、本案件につきましてご報告させていただきます。

本案件につきましては、先ほど事務局から申し上げましたように、事業変更ということございまして、当初ユーグレナ、ミドリムシの培養だけを行う予定で計画をしておりましたけれども、今回新たに苔の培養も行うということで事業変更をするものでございます。内容につきましては、培養プールの土製の分を、もう一基同じものを今設置しておるプールの横に設置をするというものでございまして、培養タンク等につきましては前回と同様のものがございます。申請地の位置と、また周辺の状況につきましては、前回と変わっていません。周辺農地の影響につきまして

は、同じ培養液で同様に行うということでございまして、方法なり管理内容につきましては前回と同様で、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他指摘事項につきましても特にございませんで、審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございまして。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第37号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第37号について、7ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和3年6月10日付で公告の予定でございまして。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全57筆ございませんで。

なお、遊休農地が解消されたものとして、7ページ、番号2105-1番の1筆につきましては、令和2年度利用状況調査で低利用と判定した農地の貸し借りとなっております。貸し借りに至った経緯ですが、所有者家族が近隣農家や営農組合などに声をかけて、耕作してくれる人を探したところ、そのうちの1人と話がまとまったということだす。あと2件解消された案件がありましたが、いずれも契約の更新、または息子への経営移譲という内容でした。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、お目通しをお願いいたします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。
質疑はございませんか。

1 番委員 すいません。

議 長 はい、どうぞ。

1 番委員 津山の借手の方がいらっしゃるんですけども、津山から刈りに来て持って帰るということですか。

議 長 それは何番ですか。

1 番委員 8074-1と、それから次の8075-1。

議 長 はい、事務局、いかがですか。

事務局主事 はい。

議 長 はい。

1 番委員 牧草になってるから。

事務局主事 9ページの8074-1と8075-1ですが、新規ではなく更新なので、昔から津山の方がこちらに耕作に来られているものと思われま。

1 番委員 場所がないからここまで来とるんですか。

事務局主事 すいません、その詳細……。

1 8 番委員 ちょっといいですか。

議 長 はい、ちょっと、はい。

事務局主事 いいですよ。

1 8 番委員 この本人は、蒜山に住んで耕作しております。

1 番委員 ああ、そうですか。

1 8 番委員 はい。

1 番委員 住所は。

1 8 番委員 住所は津山になってますけど、実際に蒜山に住んで耕作しておりますんで、問題ないと思います。

1 番委員 じゃあ、こっちで牛飼いをしてるということですか。

1 8 番委員 そうです。

1 番委員 すいません。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、質疑をこれをもって打ち切ります。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第37号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程7、報告第11号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程8、報告第12号、農地改良に係る届出について、日程9、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきましてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 12ページをお開きください。

報告第11号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第12号、農地改良に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第13号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第11号、報告第12号、報告第13号について質問、意見等がございましたらお願いいたします。

ありませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議長 それでは、終わりたいと思います。次回7月総会は7月9日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時00分 閉会)